

日出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(日出都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	日出
----	-----	---------	----

目 次

**1 都市計画の目標**

- 1) 日出都市計画区域の特性 ······ P 1
- 2) 都市づくりの課題 ······ P 3
- 3) 基本理念 ······ P 3
- 4) 都市計画区域の範囲、規模 ······ P 3
- 5) 目標年次 ······ P 4

◆都市づくり概念図

**2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針**

- 1) 判断基準 ······ P 5
- 2) 区域区分の有無 ······ P 5

**3 主要な都市計画の決定の方針**

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 6
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 9
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 11
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ······ P 11

**4 都市計画の相互支援と管理**

- 1) 役割分担と相互支援 ······ P 13
- 2) 計画の管理と継続的改善 ······ P 14

◆付図

## 1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」           | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」       | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」            | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】   |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」    | 【地域主体】 |

### 1) 日出都市計画区域の特性

大分市、別府市、由布市、日出町、杵築市、国東市から構成される「別府湾広域都市圏」は、多様な都市機能の集積や魅力ある資源が多数存在し、別府湾と周囲の山なみと一緒にした美しく活力ある都市圏を形成している。その中で日出町は、職住近接の多様なライフスタイルの実現を可能にする生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、大分県の中北部、仏の里として知られる国東半島の南の入り口に位置し、穏やかで風光明媚な別府湾に面するとともに、気候的には、瀬戸内海式気候区に属し比較的温暖な都市である。また、別府市、杵築市と接し、県都大分市まで約25km、大分空港まで約27kmと大分市と大分空港のほぼ中間に位置している。

歴史は古く、特に江戸時代には日出木下藩3万石の城下町として幕末まで栄え、この時代に生まれた、「こて絵」などの伝統文化は現在まで伝えられている。

また、高度技術産業集積活性化計画の対象地域として、高度技術産業の集積が進むとともに人口増加が顕著で、県内有数の成長都市となっている。一方、北西部は、鹿鳴越山系の緑、南東部は丘陵地帯の落ち着いた田園風景、美しい海岸線、別府湾の眺望など自然環境や自然景観にも恵まれており、歴史、文化、産業、自然などを活かし今後とも発展が期待される都市である。

【日出の景観】



—日出市街地—



—暁谷城趾—

## 2) 都市づくりの課題

広域的な幹線道路である九州横断自動車道、宇佐別府道路、大分空港道路とこれらに関連するジャンクション、インターチェンジが立地し県内の高速交通網の要衝にある。また、海岸沿いを走り南西の別府市方面と北東の杵築市山香町方面を結んでいる国道10号や、国道10号から分岐し、杵築市・国東町方面へ延びる国道213号が配置されており、国東半島南部の道路交通の要にも位置する。このような高速道路・インターチェンジを活かした産業の活性化を高める必要がある反面、生活利便施設・公共施設の多くが中心市街地及び国道沿道に集約されており、自動車の利用が不可欠な都市構造ともなっている。今後の高齢化社会の進展を踏まえ、車でも歩いてでも暮らしやすいよう、生活機能や交通結節機能の再編等を通じて、多世代にわたり、住みよい都市を形成することが必要である。

中心市街地は湯谷駅周辺に形成されているが、都市基盤の整備による中心部の再生、歴史的まちなみの保全やネットワーク化などにより魅力ある都市空間の形成が必要である。また、今後も増加が予想される人口を用途地域内に適切に収容するとともに良好な居住空間の確保が必要で、東部に広がる集落地域では、営農環境や集落環境と調和した土地利用の規制と誘導により無秩序な市街地の拡散を防止することが必要である。

## 3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は、交通結節拠点としての役割を果たすとともに、美しい山なみや海などの自然に恵まれた風土や、歴史・景観を活かしながら、これからも住みよいまちとしてあり続けるために必要なまちづくりを進め、「住みつけたくなる生活都市」の形成を目指す。このため、都市の骨格となる道路や歴史資源を活かした魅力ある拠点を形成するとともに、生活に密着した機能の揃った生活拠点、中心市街地での日常生活の利便性を充足する商業機能等の集積を図ることにより、一定の生活サービスレベルの維持を図り、さらに他都市との広域的な連携を強化することで、様々な生活様式における利便性が確保された快適で機能的な都市づくりを進める。

## 4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
日出都市計画区域	日出町	行政区域の一部	4,039ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

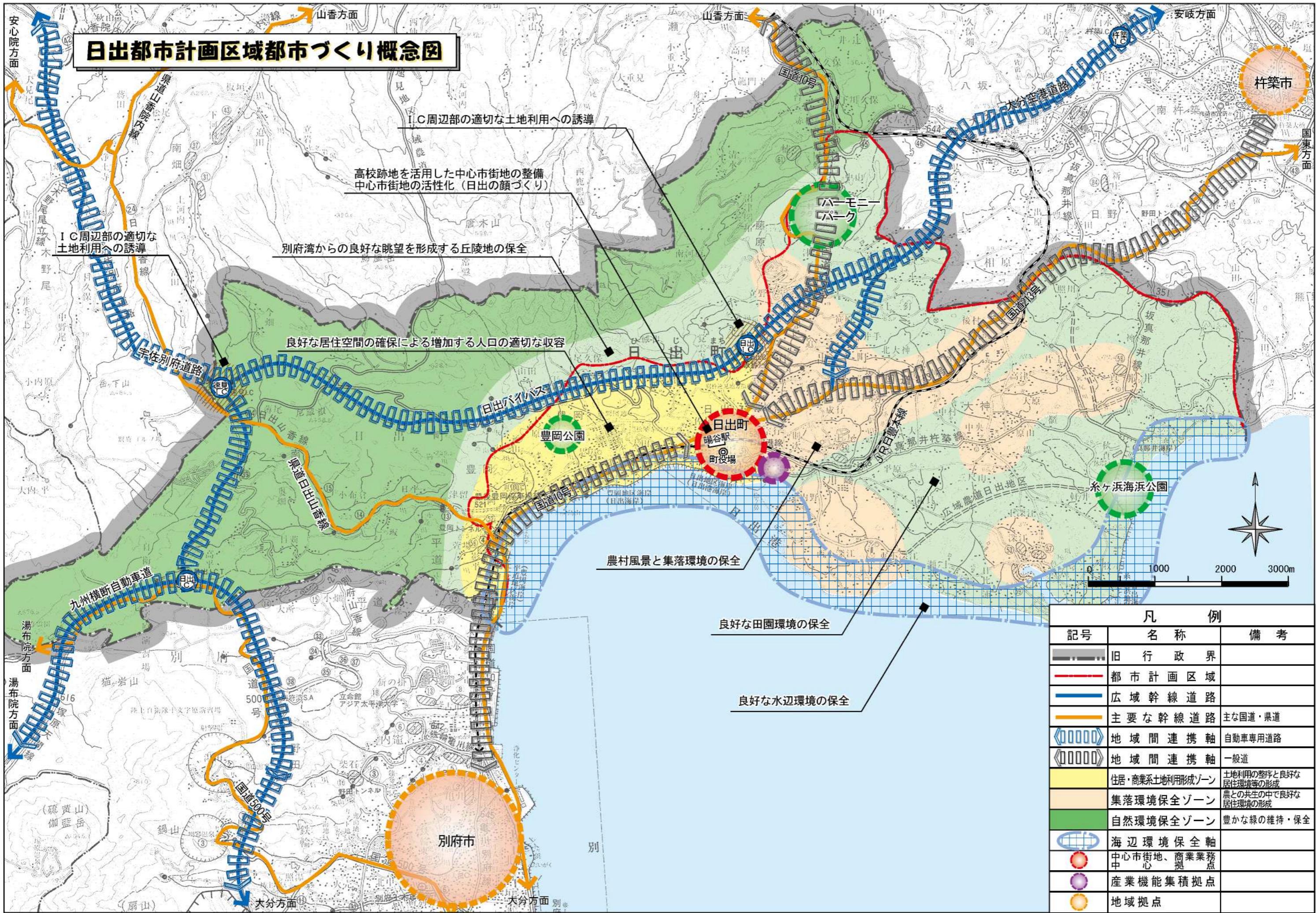
## 5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年	平成 42 年

## 日出都市計画区域都市づくり概念図



凡例		
記号	名称	備考
■	旧行政区	
—	都市計画区域	
—	広域幹線道路	
—	主要な幹線道路	主な国道・県道
□□□□	地域間連携軸	自動車専用道路
□□□□	地域間連携軸	一般道
■	住居・商業系土地利用形成ゾーン	土地利用の整序と良好な居住環境等の形成
■	集落環境保全ゾーン	農との共生の中で良好な居住環境の形成
■	自然環境保全ゾーン	豊かな緑の維持・保全
○	海辺環境保全軸	
●	中心市街地、商業業務拠点	
●	産業機能集積拠点	
●	地域拠点	

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化が一部にみられるものの、都市の求心力は弱い。また、農地の多くは今後も農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、関係機関との連携により保全は可能であることなどから、無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。さらに、中心市街地活性化基本計画や土地区画整理事業の実施などにより、用途地域内への計画的な人口誘導に努めている。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外（白地地域）における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### ア 商業、業務地

古くからの中心商業地である暁谷駅周辺地区及び国道 10 号・国道 213 号沿道に商業地を配置し、それぞれ役割分担を明確にし、商業地の活性化と商業施設の集積を図る。

このうち、暁谷駅周辺の既存商店街は、郊外型店舗の進出により衰退気味であるが、暁谷高校跡地の有効活用などにより魅力ある空間を創出し、単なる買い物の場としてだけでなく、利便性・快適性も備えた生活を楽しむ都市空間としての整備を図る。また、国道 10 号、国道 213 号沿道は、大型店舗の進出が進んでいることから、道路混雑や沿道の景観に留意しながら商業施設の集積を図る。

業務地は、交通利便性が高く、現在一定の集積がある暁谷駅周辺に配置し、公共公益施設の集約化を図る。

###### イ 工業地

日出港周辺などに工業地を配置し、既存企業の支援と新たな企業誘致を図る。また、周辺地域の自然環境や生活環境との調和を考慮して緑地の確保などにより環境保全に努める。

###### ウ 住宅地

本都市計画区域では、人口及び人口増加率とも用途地域外が用途地域内を上回っているが、増加する人口を用途地域内で適切に収容するため、日出駅北側周辺など、未利用地が多く介在する住居系用途地域内においては、都市計画道路などの都市基盤の整備を推進し利便性の高い住宅地の形成を図る。また、日出駅東南部の用途地域外では、小規模な開発が進んでいたため住居系用途地域内への誘導を行う。さらに、郊外部の住宅地では、地区計画などの導入により都市基盤と居住環境の整備を行い良好な住宅地の形成を図る。

日出土地区画整理事業地区や辻間団地など計画的な都市基盤整備が行われている地区では、今後ともその居住環境の維持・改善により、住宅建設の促進に努める。



—良好な住宅地の整備イメージ—

## ② 土地利用の方針

### ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

辻間団地においては、良好な住環境の保全を前提に、身近な生活利便施設の整った生活拠点の形成・誘導を図るため、用途地域の変更を検討する。

日出インターチェンジ周辺は、立地条件を背景に都市的土地区画整理事業の可能性が高く、用途地域への編入も視野に入れた土地利用の規制を検討する。

### イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の市街地内では、狭隘な道路、公園などの不足による防災上の危険や日常生活への不便をきたしているため、地域に密着した道路整備、公園整備などにより安全、安心な市街地の形成を図る。また、日出土地区画整理事業地区や辻間団地では、地区計画や建築協定の導入により良好なまちなみの維持を図る。さらに、未利用地や農地なども介在し都市基盤が未整備な用途地域内では、土地区画整理事業や地区計画の導入を検討し、良好な市街地形成を図る。

### ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民の憩い・集い・レクリエーション・コミュニティなど多様な地域ニーズに対応するため、ハーモニーパークなど都市公園の維持、保全に努める。また、平地林や斜面林の既存緑

地の多面的な利用を推進するなど田園風景の維持・整備に努める。さらに、山間部の樹林地の自然環境を保全し、併せてレクリエーションの場として活用する。

湯谷城趾周辺については、城趾及び周辺の城下町の雰囲気の感じられる街並みの保全に努める。

## **エ 優良な農地との健全な調和に関する方針**

市街地周辺の農地については、そのほとんどが農用地区域に指定されており、優良な農地の保全に努める。

## **オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

市街地に隣接する斜面には、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。

これらの区域については、災害から住民の生命を守るため、災害防止工事の施工などの対策を講じるとともに、土砂災害警戒区域等の指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

## **カ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

市街地後背に広がる鹿鳴越山系、経塚山に連なる丘陵地などは、自然環境、別府湾からの良好な景観を形成しており、これらの保全に努める。

## **キ 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針**

仁王地区、藤原中部地区、成行地区、及び内野地区など用途地域に隣接する集落地では、住宅地などの小規模な開発により農地と住宅地が無秩序に混在する箇所も見受けられるが、今後、建築形態制限などにより開発の適切な規制・誘導を行う。

## **ク 大規模集客施設<sup>\*1</sup>の立地誘導方針**

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

(\*1) 大規模集客施設 : 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

#### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、大分県の交通拠点の一つであり、九州横断自動車道、宇佐別府道路及び大分空港道路、また主要な幹線道路として別府市・大分市方面と杵築市山香町・宇佐市方面を結ぶ国道10号や国道10号から分岐し杵築市・国東町方面と連携する国道213号及び日豊本線からなる陸上交通網が形成されている。

本都市計画区域では、大分県の高速交通網や国東半島南部の交通の要に位置することから今後とも交通量の増加が予想され、区域内の幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図るとともに、既存の公共交通ネットワークの有効活用と役割分担により自動車交通量の軽減を図るものとする。

また、本都市計画域内の利便性の向上や、日常生活の安全性、快適性に配慮した生活道路の整備を推進するとともに、湯谷駅周辺においては、回遊性が高くバリアフリー・ユニバーサルデザインにも配慮した道路ネットワークの形成を図る。

#### イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成21年度末現在54.9%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

#### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	大分空港道路を広域都市間交通を担う広域幹線道路として位置づけ配置する。
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高めるため、主要幹線道路として次の道路を配置する。 国道10号（都市計画道路3・3・1 平道藤原線） 国道213号（都市計画道路3・3・2 堀市ノ原線）
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。 都市計画道路3・4・3 須崎新田線 都市計画道路3・4・4 友田竹光線 都市計画道路3・4・5 万願寺神田線 都市計画道路3・4・6 平深田線 都市計画道路3・5・10 出口三太ヶ田線

## イ 鉄道

本都市計画区域の鉄道での玄関口としては、暁谷駅、日出駅、豊後豊岡駅、大神駅の4駅が存在する。このうち暁谷駅では、駅周辺整備とあわせ駅前広場・駐車場・駐輪場の整備を図り、駅の交通結節機能の強化により公共交通機関の利用促進を図る。

### c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・3・1 平道藤原線（国道 10 号）
	都市計画道路 3・4・4 友田竹光線

### d 長期未着手施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・5 万願寺神田線

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水対策については、住民の安全で快適な生活環境を確保するため、今後とも積極的な事業の推進や公共下水道処理区域の拡大を図る。また、集落地域では、農・漁業集落排水などにより整備改善を行う。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

## イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積 774ha、計画処理人口 18,401 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 709ha のうち平成 21 年度末現在 445.6ha を供用開始している。今後とも、平成 21 年度に策定した日出町生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

### b 主要な施設の配置の方針

公共下水道の計画区域内では、公共下水道により整備を行うものとし、公共下水道の計画区域外集落については農・漁業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及に努める。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする施設は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	日出町公共下水道（日出処理区）

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要に応じて都市施設の配置、整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

現在、主要な都市施設として、杵築速見環境浄化センター、別杵速見地域広域市町村圏事務組合火葬場が各1箇所配置されている。今後、人口の増加及び都市活動の活発化が予想されるため、住民が快適で文化的な生活を営むために必要な都市施設の配置に努める。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

a 主要な市街地開発事業の決定の方針

平成21年度末現在、日出地区土地区画整理事業は完了し、今後は良好な居住環境の維持・改善に努める。また、暁谷駅周辺地区では、都市基盤の充実と商業・居住環境の改善により魅力ある拠点形成を図る。

さらに、未利用地及び農地が介在し、都市基盤の不十分な用途地域については、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

本都市計画区域は、市街地の後背の山々、南東部に広がる落ち着きのある田園風景、美しい海岸線などにより形成されており、全体として豊かな自然環境下にある。今後ともこの豊かな自然環境を保全・活用しながら次なる世代へ引き継いでいく。

丘陵地や海岸部にはハーモニーパーク、糸ヶ浜海浜公園などの広域公園・都市基幹公園が、計画的に開発された団地には近隣公園、街区公園などの住区基幹公園が配置されており、これらの維持・充実を図る。また、既存の市街地内では、身近な公園・緑地の整備や樹林地の保全に努める。

b 主要な緑地の配置方針

ア 環境保全系統

本都市計画区域の緑を形成する骨格として、後背の山々につながる丘陵地の緑の保全を図る。また、別府湾沿いの海岸線沿いについても都市に身近な自然環境として保全を図る。

#### **イ レクリエーション系統**

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置していく。ハーモニーパーク、糸ヶ浜海浜公園は、憩い・集い、レクリエーション、コミュニティなど多様な地域ニーズに対応する公園として位置づける。

#### **ウ 防災系統**

本都市計画区域を流れる中小の河川は、火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、市街地に隣接する農地は、食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。さらに都市公園について、災害時避難地としての活用を図る。

#### **エ 景観構成系統**

市街地を取り囲むように広がる東部の田園空間は、本都市計画区域の景観を形成する重要な要素となっており、この景観を保全する。また、周辺の山々につながる丘陵地の緑の景観を保全する。さらに、別府湾沿いの海岸空間の緑の整備、主要な道路の街路樹整備などによる緑化を推進し、緑豊かな都市景観の形成を図る。

#### **c 実現のための具体的な方針**

##### **ア 都市計画公園・緑地などの配置方針**

平成21年度末現在、計画決定されている広域公園は1箇所（面積44.0ha）、都市基幹公園は、総合公園が2箇所（面積19.6ha）で、計3箇所（面積63.6ha）である。これらの整備状況は2箇所42.3haとなっており、面積ベースでの整備率は約66.5%である。

##### **イ 緑地保全地区などの指定目標及び指定方針**

市街地に点在する社寺の境内地樹林は、市街地内の貴重な樹林であり、緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図る。また、後背の山々に連なる別府湾からの眺望も良好な丘陵地の緑については、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

##### **d 長期未着手施設の見直し**

特に優先的に計画の見直しを検討する都市基幹公園は次のとおりである。

種 別	名 称
総合公園	5・4・2 豊岡公園
広域公園	9・5・1 ハーモニーパーク

## 4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・町の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のようない役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、町及び住民が主体となつたまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 町の役割

町は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、町の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、町、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となつたまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計画に

対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

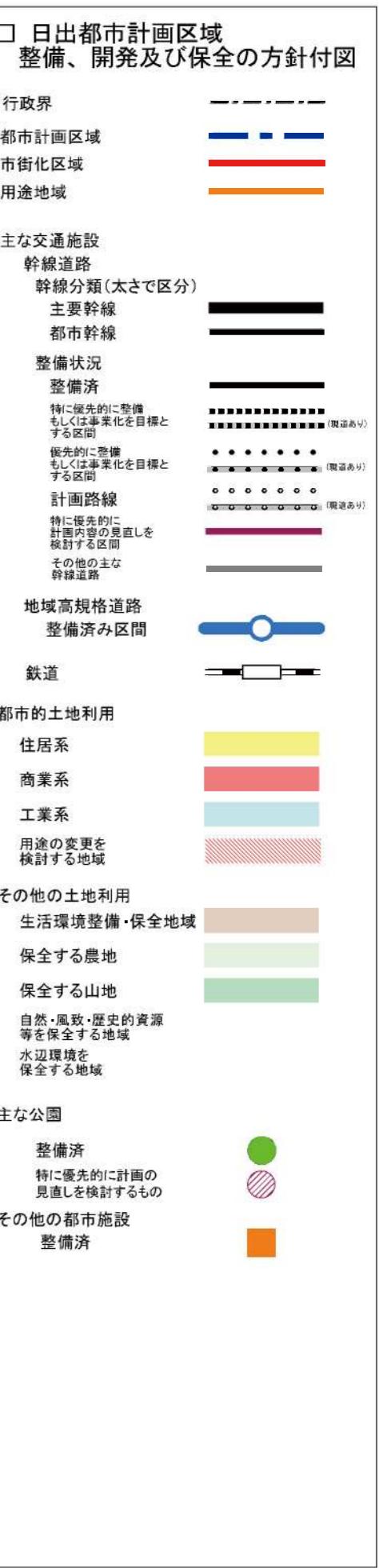
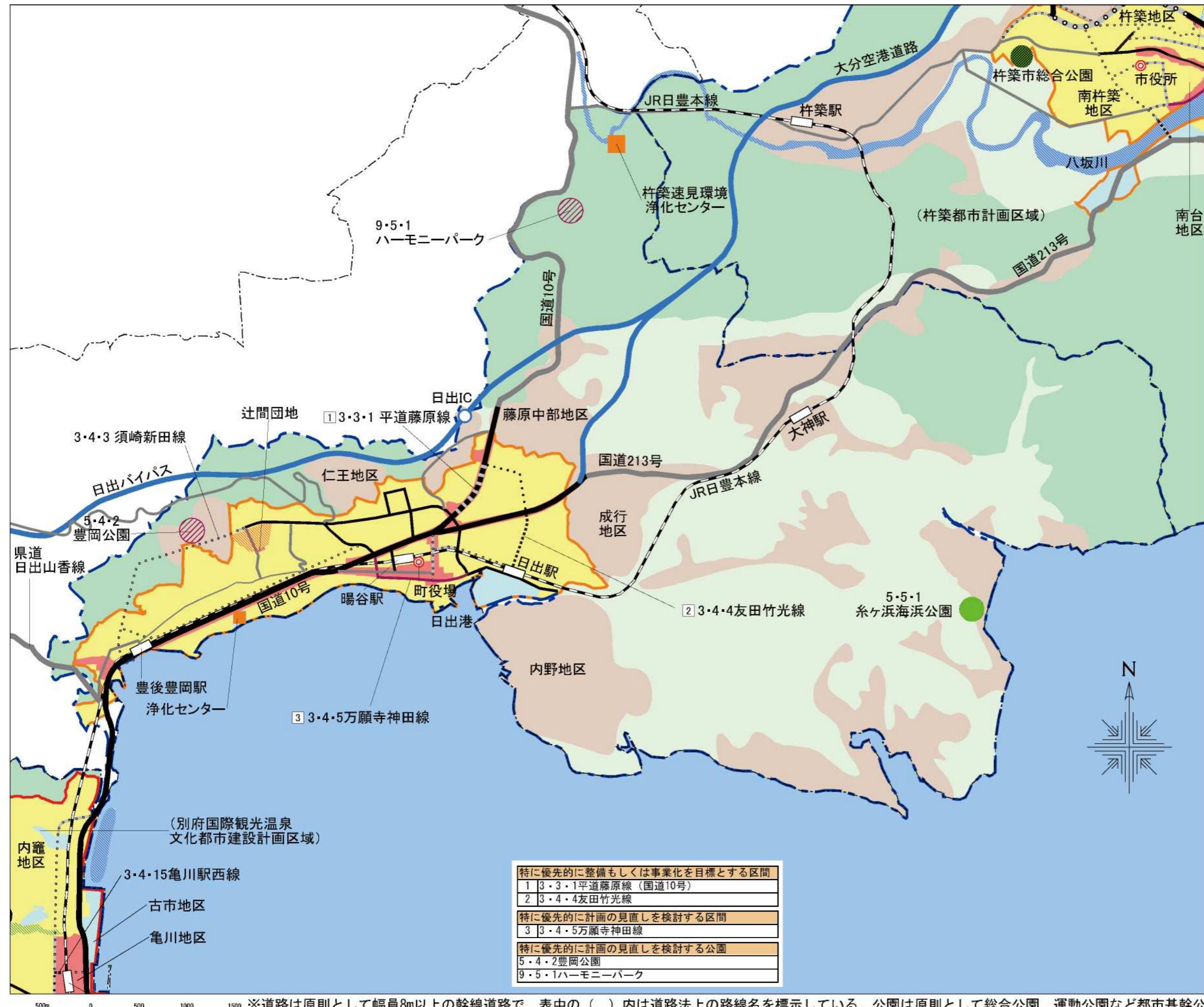
#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と町が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとする。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。



※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の（ ）内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。